

次世代育成支援対策推進法に基づく取組状況について

1. 地域行動計画に関する策定状況の調査結果について . . . p1
2. 「一般事業主行動計画策定届」の提出状況（速報）について . . . p4
3. 特定事業主行動計画に関する策定状況の調査結果について . . . p5

**次世代育成支援対策推進法に基づく
地域行動計画に関する策定状況の調査結果について
(平成17年4月1日現在)**

地方公共団体（都道府県、市区町村）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度中に、地域行動計画を策定することとされているが、平成17年4月1日現在において、全都道府県、全市区町村を対象に、その策定状況を調査した結果は次のとおりである。

【都道府県】

1 都道府県行動計画の策定状況

3 都県を除き、本年3月末までに行動計画を策定済み

① 都道府県行動計画策定済都道府県数 4 4 道府県

策定時期

①平成17年1月以前	1 件
②平成17年2月	3 件
③平成17年3月	4 0 件

② 都道府県行動計画未策定都道府県数 3 都県

都道府県名	未策定理由	策定予定時期
山形県	パブリックコメントも済んでいるが、2月中旬に知事が交代したことに伴い、新知事の意向を計画に反映させるため、再度、内容の検討が必要となったため	平成17年6月
東京都	計画の検討状況に対する意見聴取を含めてパブリック・コメントを2回実施するなど、内外の十分な合意形成を行ったため。	平成17年4月 ※4月25日策定済み
富山県	行動計画の策定にあたり、平成17年度に策定する新たな県総合計画と内容の整合を図る必要が生じたため	平成17年度中

【市区町村】

1 市町村行動計画の策定状況

95%超の市町村で行動計画が策定済み。未策定の104市区町村においても、その8割が本年6月までの策定を予定。

① 市町村行動計画策定済市区町村数 2,314市区町村 (95.7%)

策定時期

①平成16年3月以前	1.7%
②平成16年4月～平成16年9月	0.4%
③平成16年10月～12月	1.1%
④平成17年1月	0.6%
⑤平成17年2月	3.0%
⑥平成17年3月	89.0%

(合併等の理由で平成17年4月1日に策定した場合を含む)

② 市町村行動計画未策定市区町村数 104市区町村 (4.3%)

都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	8	石川県	0	岡山県	1
青森県	1	福井県	0	広島県	0
岩手県	2	山梨県	0	山口県	0
宮城県	7	長野県	4	徳島県	0
秋田県	1	岐阜県	4	香川県	2
山形県	4	静岡県	1	愛媛県	0
福島県	6	愛知県	2	高知県	12
茨城県	0	三重県	1	福岡県	3
栃木県	1	滋賀県	0	佐賀県	0
群馬県	1	京都府	0	長崎県	1
埼玉県	0	大阪府	0	熊本県	0
千葉県	3	兵庫県	1	大分県	1
東京都	9	奈良県	2	宮崎県	3
神奈川県	0	和歌山県	2	鹿児島県	1
新潟県	6	鳥取県	6	沖縄県	6
富山県	1	島根県	1		

※パーセントは平成17年4月1日現在の市区町村数(2,418)に対する割合

③ 市町村行動計画未策定市区町村策定予定時期

策定予定時期			
①平成17年4月	46.1%	④平成17年7月	4.8%
②平成17年5月	25.9%	⑤平成17年8月	2.8%
③平成17年6月	10.5%	⑥平成17年9月以降	9.6%

④ 市町村行動計画未策定市区町村未策定の理由（主なもの）

- ・平成17年3月合併予定であったが、合併が延期となったため
- ・合併後の新町の計画として一本で策定する予定だったが、合併が中止となったため
- ・行動計画への取りかかりが遅く、作成する時期が遅くなったため

2 合併市町村における計画策定状況

【平成16年4月1日～平成17年4月1日の間に合併のあった市町村】

この1年に合併のあった市町村においても、7割で新市町村としての計画が策定済み。

① 合併後の新市町村の計画として一本化して策定 (計画の一部が地域別に策定されている場合を含む)	70.2%
② 合併した旧市町村のそれぞれの単位で策定し、 合併後の新市町村が引き継ぐ (新市町村としての計画を今後検討する場合を含む。)	26.7%
③ 旧市町村単位の計画も、合併後の新市町村の計画も策定していない	3.1%

※パーセントは、平成17年4月1日現在の市町村のうち、平成16年4月1日以降、市町村合併のあった258市町村に対する割合

※なお、地域行動計画における特定14事業に係る目標値等については、別途都道府県を通じて調査を行っており、報告が出そろい次第集計し公表する予定である。

「一般事業主行動計画策定届」の提出状況（速報）について

「次世代育成支援対策推進法」に基づく、企業からの一般事業主行動計画を策定した旨の届出状況は4月末現在で次のとおりである。

4月末現在における「一般事業主 行動計画策定届」提出状況

1. 4月28日現在における全国の「一般事業主行動計画 策定届」提出状況

提出企業数	5,088社
内 301人以上企業数	4,609社
300人以下企業数	479社

2. 全国の301人以上企業数 12,730社

3. 301人以上企業の届出率 36.2%

**次世代育成支援対策推進法に基づく
特定事業主行動計画に関する策定状況の調査結果について
(平成17年4月1日現在)**

次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体（都道府県、市区町村）は、その職員等に関し、平成16年度中に、特定事業主行動計画を策定することとされているが、平成17年4月1日現在において、国及び全都道府県、全市区町村を対象に、その策定状況を調査した結果は次のとおりである。

【国の機関】（法令上策定義務のあるすべての機関が策定済み）

策定主体	策定期期	策定主体	策定期期
衆議院事務総長	平成17年2月	農林水産大臣 林野庁長官 水産庁長官	平成17年1月
参議院事務総長 参議院法制局長 裁判官弾劾裁判所事務局長	平成17年3月	経済産業大臣 資源エネルギー庁長官 原子力安全・保安院長 特許庁長官 中小企業庁長官	平成16年7月
衆議院法制局長	平成17年3月	国土交通大臣 気象庁長官 海上保安庁長官 高等海難審判庁長官	平成17年3月
国立国会図書館長	平成17年3月	環境大臣	平成17年3月
裁判官訴追委員会事務局長	平成17年2月	会計検査院長	平成17年3月
内閣官房	平成17年3月	人事院総裁	平成17年3月
内閣本府	平成17年3月	宮内庁長官	平成17年3月
内閣法制局長官	平成17年3月	国税庁	平成17年2月
総務大臣 公害等調整委員会委員長 消防庁長官	平成17年3月	公正取引委員会委員長	平成17年3月
法務大臣 公安審査委員会委員長 公安調査庁長官	平成16年12月	金融庁長官	平成17年3月
外務大臣	平成17年3月	警察庁長官	平成17年3月
財務大臣	平成17年3月	防衛庁長官 防衛施設庁長官	平成17年3月
文部科学大臣 文化庁長官	平成17年3月	最高裁判所事務総長	平成17年1月
厚生労働大臣 社会保険庁長官	平成16年4月		

【都道府県（知事部局）】（4県が未策定）

① 策定済都道府県数

43都道府県

策定時期	
①平成17年1月以前	1件
②平成17年2月	1件
③平成17年3月	41件

② 未策定都道府県数

4県

都道府県名	策定予定時期
山形県	平成17年6月
兵庫県	平成17年6月
奈良県	平成17年5月
鳥取県	平成17年5月

【市区町村（市町村長部局）】（過半数の市区町村が策定済み）

① 策定済市区町村数

1,310市区町村（54.2%）

策定時期	
①平成16年12月以前	1.9%
②平成17年1月	1.5%
③平成17年2月	3.7%
④平成17年3月	92.9%

② 未策定市区町村数

1, 108市区町村 (45.8%)

都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	94 (45%)	石川県	10 (46%)	岡山県	14 (41%)
青森県	23 (49%)	福井県	16 (57%)	広島県	17 (59%)
岩手県	34 (59%)	山梨県	25 (66%)	山口県	2 (6%)
宮城県	23 (51%)	長野県	63 (62%)	徳島県	17 (49%)
秋田県	38 (91%)	岐阜県	5 (11%)	香川県	13 (37%)
山形県	28 (64%)	静岡県	21 (37%)	愛媛県	16 (70%)
福島県	29 (35%)	愛知県	9 (12%)	高知県	36 (75%)
茨城県	26 (42%)	三重県	21 (45%)	福岡県	47 (55%)
栃木県	5 (11%)	滋賀県	6 (18%)	佐賀県	22 (63%)
群馬県	37 (64%)	京都府	20 (53%)	長崎県	14 (31%)
埼玉県	43 (51%)	大阪府	15 (35%)	熊本県	22 (32%)
千葉県	25 (33%)	兵庫県	35 (58%)	大分県	9 (36%)
東京都	21 (34%)	奈良県	22 (50%)	宮崎県	21 (48%)
神奈川県	3 (8%)	和歌山県	26 (55%)	鹿児島県	29 (37%)
新潟県	29 (57%)	鳥取県	17 (85%)	沖縄県	44 (90%)
富山県	3 (14%)	島根県	13 (45%)	合計	1,108

※パーセントは平成17年4月1日現在の市区町村数(2,418)に対する割合

③ 未策定市区町村における未策定の理由(主なもの)

- ・市町村合併に伴い、職員の勤務条件に関する調整作業があったため。
- ・職員組合及び関係機関との協議に時間を要したため
- ・地域行動計画策定後に策定する予定であるため

【今後の対応】

市町村レベルでの取組にやや遅れがみられる。市町村合併があった場合に特定事業主行動計画の策定が、合併に伴う勤務条件の調整等の作業と並行したことなどが影響しているものと考えられるが、早期に策定が行われるよう働きかけていく。